

**COP14 議題3 / NP-MOP3 議題17**

# **遺伝資源に関するデジタル配列情報**

**Digital Sequence Information on Genetic Resources (DSI)**

**平成30年12月21日**

**CBD / ABSセミナー**

**生物多様性条約第14回締約国会議**

**(及びその議定書会合)報告会**

**一般財団法人バイオインダストリー協会**

**生物資源総合研究所**

**井上 歩**

**生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)  
カルタヘナ議定書第9回締約国会合(CP-MOP9)  
名古屋議定書第3回締約国会合(NP-MOP3)**

- **会期:2018年11月17日~29日**
- **開催地:エジプト/シャルム・エル・シェイク**
- **参加者:締約国、その他の政府、国際組織、非政府組織、先住民族及び地域社会、アカデミア、民間部門等から約3,800人 (Earth Negotiations Bulletinより)**
- **議題及び決定:**
  - ・COP14: **31議題 / 37決定**
  - ・CP-MOP9: **22議題 / 16決定**
  - ・NP-MOP3: **22議題 / 16決定**



## 略号 / Abbreviations

<b>ABS:</b>	<b>Access and benefit-sharing</b> <b>アクセスと利益配分</b>
<b>AHTEG:</b>	<b>Ad Hoc Technical Expert Group</b> <b>アド・ホック技術専門家グループ</b>
<b>CBD:</b>	<b>Convention on Biological Diversity</b> <b>生物多様性条約</b>
<b>COP:</b>	<b>Conference of the Parties</b> <b>締約国会議</b>
<b>DSI:</b>	<b>Digital Sequence Information on Genetic Resources</b> <b>遺伝資源に関するデジタル配列情報</b>
<b>GMBSM:</b>	<b>Global Multilateral Benefit-Sharing Mechanism</b> <b>地球規模の多国間利益配分の仕組み</b>
<b>GR:</b>	<b>Genetic Resources</b> <b>遺伝資源</b>
<b>IPLCs:</b>	<b>Indigenous peoples and local communities</b> <b>先住民族及び地域社会</b>
<b>MOP:</b>	<b>Meeting of the Parties to (this) Protocol</b> <b>(この)議定書締約国会合</b>
<b>SBI:</b>	<b>Subsidiary Body on Implementation</b> <b>実施補助機関</b>
<b>SBSTTA:</b>	<b>Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice</b> <b>科学技術助言補助機関</b>



## 用語の説明 (発表者の理解に基づくもの)

- **Plenary session (meeting)**: 全体会合、本会合
- **Working Group**: 作業部会
- **Contact Group**: 交渉上の争点について重点的に議論し、全体会合にかける草案を作成する議題別の分科会。その議題について関心のある国が参加するのが一般的。
- **Friends of (Co-)Chair(s)**: コンタクト・グループでも進展を図るのが難しい争点等について、さらに限定された少数の国が、コンタクト・グループの議長の下で議論し、コンタクト・グループにかける草案を作成する場。
- **Non-Paper**: 会議期間中文書(in-session document)のひとつで、まだ様々な意見があり、まとめきれていない段階のもの。
- **Conference Room Paper (CRP)**: 会議期間中文書(in-session document)のひとつで、本来であればかない合意形成が進んだ段階の文書。SBSTTA22のDSIIに関しては、コンタクト・グループでCRPが作成され、全体会合にかけられた。
- **L文書**: 合意文書(ただし、全体会合の場でわずかな修正が入ることもある)。Lについては、“Last”のL、Limited circulation”のLという2つの意見があるとのこと。SBSTTA22のDSIIに関しては、コンタクト・グループが作成したCRPをいったんプレナリーで承認し、あらためてL文書として採択するという手順がとられた。
- **ブラケット(bracket)**: 国際交渉における文書では、異なる意見があり合意が得られていない箇所にブラケット(括弧)を付ける。

# 1. COP14/NP-MOP3までのDSIの議論

## 2. COP14/NP-MOP3でのDSIの議論

# DSIに関するCOP13及びMOP2での議論

2016年12月に開催されたCOP13及びMOP2では、当初「遺伝資源に関するデジタル配列情報」(digital sequence information on genetic resources)(以下、DSI)の問題は、「合成生物学」(synthetic biology)に関する課題のひとつとして議論されていた。

- この問題は、CBDの3つの目的に関わる可能性のある分野横断的な問題。
- 配列情報の使用に関する研究開発の進捗は早く、この問題への早急な取り組みが必要。
- この問題への取り組みは、CBD及び名古屋議定書の下での、協力した重複のない取り組みが重要。

「遺伝資源に関するデジタル配列情報の使用」に関する決定は、「合成生物学」に関する決定とは切り離し、CBD及び名古屋議定書の下に、それぞれ独立した決定を採択。

- CBD決定 XIII/16. 遺伝資源に関するデジタル配列情報(CBD/COP/DEC/XIII/16)
- 名古屋議定書 2/14. 遺伝資源に関するデジタル配列情報(CBD/NP/DEC/2/14)

# COP13及びMOP2決定の概要

- CBD決定 XIII / 16. 遺伝資源に関するデジタル配列情報(CBD / COP / DEC / XIII / 16)
- 名古屋議定書 2 / 14. 遺伝資源に関するデジタル配列情報(CBD / NP / DEC / 2 / 14)

- COP14及びMOP3において、DSIの使用が条約の3つの目的及び名古屋議定書の目的に対しどのように潜在的に関係し得るか検討することを決定。
- 締約国、その他政府、先住民族及び地域社会ならびに関連する組織及び利害関係者に対し、DSIの使用の条約及び名古屋議定書の目的に対する潜在的な影響について、事務局長に対し、見解及び関連する情報を提供するように招請する。
- 事務局長に対し、以下を要請。
  - ・ 用語及び概念を明確にし、条約及び名古屋議定書の文脈におけるDSIの使用の程度及び条件を評価するため、ファクト・ファイディング及びスコーピング調査を委託すること。
- DSIに関するアド・ホック技術専門家グループ(AHTEG on DSI)を設立することを決定。
- 科学技術助言補助機関(SBSTTA)に対し、AHTEG on DSIの成果を検討し、COP14及びMOP3での検討のため、DSIの使用が、条約及び名古屋議定書の目的に対しどのように潜在的に関係し得るかについて勧告するように要請。



# 決定に沿ったDSI に関する動き

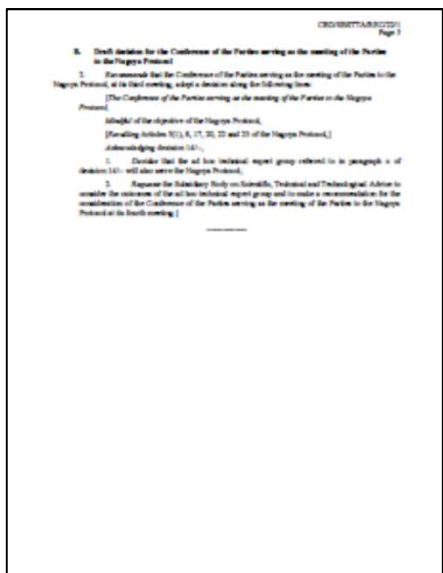
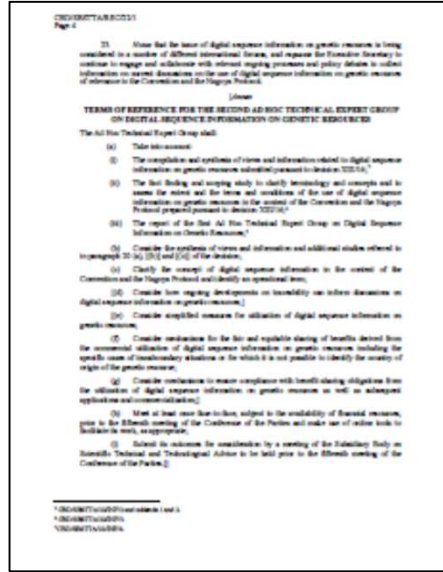
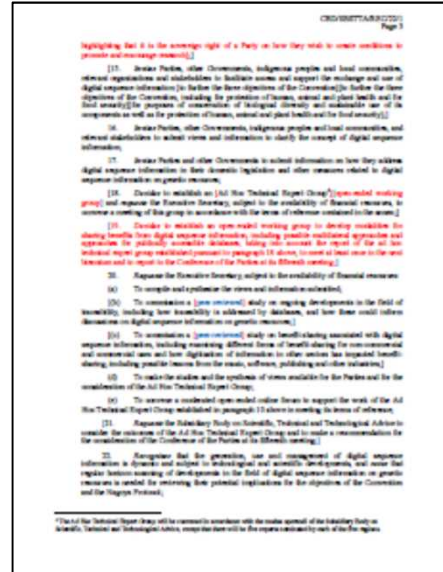
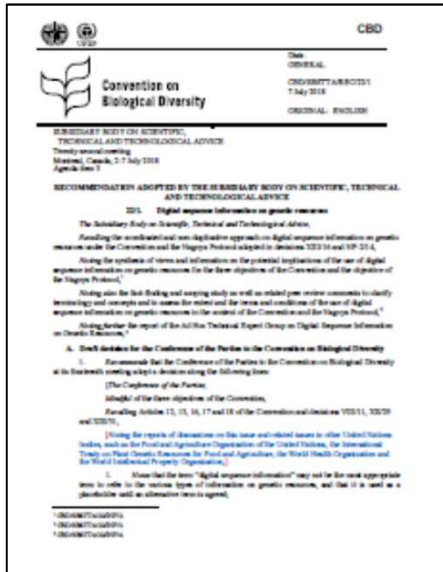
COP13/MOP2 から COP14/MOP3 まで

- 2016年:COP13及びMOP2決定
  - CBD/COP/DEC/XIII/16
  - CBD/NP/DEC/2/14
- 2017年4月～9月:見解及び関連情報の提出
  - **提出された見解及び関連情報:**  
<https://www.cbd.int/abs/dsi-gr/ahteg.shtml#submissions>
  - 提出された見解及び関連情報のとりまとめ(CBD/DSI/AHTEG/2018/1/2)
- 2017年4月～12月:委託調査
  - 報告書(UNEP/CBD/DSI/AHTEG/2018/1/3)
- 2018年2月13日～15日:AHTEG on DSI
  - 報告書(CBD/DSI/AHTEG/2018/1/4)
- 2018年7月2日～7日:SBSTTA22
  - 勧告
- 2018年11月17日～29日:COP14及びMOP3  
DSIの使用が条約及び名古屋議定書の目的に対しどのように潜在的に影響し得るか検討

前々回2018年2月28日の  
セミナー資料参照のこと  
[http://www.mabs.jp/archives/jba/pdf/300228\\_inoue.pdf](http://www.mabs.jp/archives/jba/pdf/300228_inoue.pdf)

前回2018年8月24日の  
セミナー資料参照のこと

# SBSTTA22報告書(勧告)



## CBD/SBSTTA/REC/22/1

色付けは、JBA

・黒字: SBSTTA22のFoCCからの提案

・青字: 先進国側の主張

(先進国側の主張には、途上国側が [ ] フラケット)

・赤字: 途上国側の主張

(途上国側の主張には、先進国側が [ ] フラケット)

1. COP14/NP-MOP3までのDSIの議論

**2. COP14/NP-MOP3でのDSIの議論**

# COP14/NP-MOP3:DSIの議論の推移

**11/18(日) 午後:Working Group I**

- ・各国・オブザーバーが発言

**11/19(月) 夜:Contact Group①**

- ・コモングラウンドを探るため、主要各国・オブザーバーが発言

**11/21(水) 夜:Contact Group②**

- ・午前中に、SBSTTA勧告、WGI、CG①に基づき作成されたNon-Paper(ver.1)提示
- ・提示されたNon-Paper(ver.1)に追加したい内容について、各国が発言

**11/24(土) 午後:Contact Group③**

**11/26(月) 午後:Contact Group④**

**11/27(火) 午前:Contact Group⑤**

- ・CG②に基づき作成されたNon-Paper(ver.2)を、パラグラフ毎に修文  
→多くのフラケットが付されたNon-Paper(ver.3)  
夜～翌朝 5:00まで:Contact Group⑥

**11/28(水) 昼: Contact Group⑦**

- ・Non-Paper(ver.3)のフラケットを外す作業
- ・いくつかのフラケットを残したまま、CRP文書としてWGIに提出

**11/28(水) 夜～深夜:Working Group I**

- ・いくつかのフラケットは外れずに残っていたが、最終的に各国が妥協してフラケットを外す

**11/29(木) 午前:Plenary**

- ・COP14決定として、CBD/COP/14/L.36 を採択

午後:Plenary

- ・NP-MOP3決定として、CBD/NP-MOP/3/L.15 を採択

# COP14/NP-MOP3:DSIの議論の構図

## 【途上国側】

- **LMMC:マレーシア、ブラジル 等** \* Like Minded Megadiverse Countries
- **アフリカG:マラウイ、ウガンダ 等**
  - **DSIの(商業)利用からの(金銭的)利益配分**
  - **原産国(Country of origin)への利益配分**
  - **DSIの利用実態及びトレサビリティーの調査**
  - **利益配分メカニズムの態様の検討**
  - **地球規模の多国間利益配分の仕組み(GMBSM)への言及**
  - **アドホックオープンエンドWGでの検討**
  - **ポスト2020年フレームワーク策定プロセスと関連付け**

## 【先進国側】

- **EU、スイス、カナダ、韓国、日本**
  - **DSIのコンセプトが明らかでない**
  - **DSIについての規定を予断させる記載は容認できない**
  - **MATを通じた利益配分は、既存の枠組みの中で担保されている**
  - **オープンアクセスは、研究のために重要**
  - **サイエンスベースでの調査、アドホック専門家G(AHTEG)での検討**
  - **ポスト2020年フレームワーク策定プロセスとの関連付けは容認できない**



# COP14/NP-MOP3:DSIの議論の構図

## 【途上国側】

- **LMMC:マレーシア、ブラジル 等** \* Like Minded Megadiverse Countries
- **アフリカG:マラウイ、ウガンダ 等**
  - **DSIの(商業)利用からの(金銭的)利益配分**
  - **原産国(Country of origin)への利益配分**
  - **DSIの利用実態及びトレサビリティーの調査**
  - ~~利益配分メカニズムの態様の検討~~
  - ~~地球規模の多国間利益配分の仕組み(GMBSM)への言及~~
  - **アドホックオープンエンドWGでの検討**
  - **ポスト2020年フレームワーク策定プロセスと関連付け**

## 【先進国側】

- **EU、スイス、カナダ、韓国、日本**
  - **DSIのコンセプトが明らかでない** → 見解の相違の解消に向けた作業の受け入れ
  - **DSIについての規定を予断させる記載は容認できない**
  - **MATを通じた利益配分は、既存の枠組みの中で担保されている**
  - **オープンアクセスは、研究のために重要**
  - **サイエンスベースでの調査、アドホック専門家G(AHTEG)での検討**
  - **ポスト2020年フレームワーク策定プロセスとの関連付けは容認できない**

# 決定：CBD / COP / 14 / L.36の概要

公表されているCBD/COP/14/L.36に、11/29のプレナリー会合での修正案を加え、JBA井上が仮訳したもの(CBD/NP-MOP/3/L.15の内容は、省略)

締約国会議は、  
条約の3つの目的に留意し、  
条約の第12条、第15条、第16条、第17条及び第18条を想起し、  
遺伝資源に関するデジタル配列情報の生成及び利用の増加、公共及び民間データベースでのその公開並びにデータ分析での進歩に留意し、  
「デジタル配列情報」という用語が最適な用語ではないかもしれず、他の用語が合意されるまでの代替りの用語として使用されることに留意し、  
遺伝資源の現在及び将来の利用に対する新たな技術の重要性を認識するとともに、情報が保持及び共有される媒体が絶え間なく進化していることに留意し、  
ポスト2020年グローバル生物多様性フレームワークが、2050年生物多様性ビジョンに向けた長期戦略的な方向性に関する指標となることを考慮し、  
食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、世界保健機関、世界知的著作権機関及び国連総会等、他の国連組織及び文書での遺伝資源に関するデジタル配列情報及び関連する問題に関する議論に留意し、

1. 遺伝資源に関するデジタル配列情報のコンセプトの明確化にはさらなる作業が必要ではあるが、相互に支え合う条約の3つの目的に対する遺伝資源に関するデジタル配列情報の重要性を認識する。
2. 遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセス及び利用が、科学研究や生物多様性、食料安全保障並びに人、動物及び植物の健康等の分野における他の非商業的及び商業的な活動に貢献していることを認識する。
3. また、多くの国で、遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセス、利用、生成及び分析の能力がさらに必要であることを認識し、締約国、その他の政府及び関連組織に対し、適宜、生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに利益配分のための遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセス、利用、生成及び分析を助けるための能力構築及び技術移転を支援するよう奨励する。
4. いくつかの場合、デジタル配列情報を、それが生み出された遺伝資源と結び付けることが難しいかもしれないが、ほとんどの場合、遺伝資源に関するデジタル配列情報の生成には遺伝資源へのアクセスが必要なことに留意する。
5. いくつかの締約国が、そのアクセス及び利益配分の枠組みの一部として、遺伝資源に関するデジタル配列情報へのアクセスと利用を規制する国内措置を採用していることに留意する。
6. 遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用の利益配分に関し締約国間に見解の隔たりがあるため、締約国が、条約の第3の目的及び第15条パラグラフ7の履行を強化する目的で、この条項が適用される環境を損なうことなく、本決定で設定されたプロセスを通じて、この隔たりの解消に向け作業することを確約したことに留意する。
7. 遺伝資源がその利用のためにアクセスされる場合、その遺伝資源に関するデジタル配列情報の商業的及び非商業的な利用から生ずる利益は、適用される国内措置に従って、相互に合意する条件で取り扱うことができることに留意する。
8. 以下のパラグラフ9から12に示された、遺伝資源に関するデジタル配列情報に関する、科学及び政策ベースのプロセスを設定することを決定する。

# 決定：CBD / COP / 14 / L.36の概要

## 【見解及び情報の提出】

- 9.(a) DSIのコンセプト（用語、スコープを含む）及び国内措置での取扱い状況
- 9.(b) DSIの利用の利益配分協定
- 10. DSIへのアクセス、利用、生成、分析に関する能力構築の必要性

## 【ピア・レビュー付きの委託調査】

- 11.(b) DSIのコンセプト、スコープ、利用状況
- 11.(c) デジタル情報のトレーサビリティ分野の進展
- 11.(d) DSIのデータベース
- 11.(e) 国内措置でのDSIの取扱い状況

11.(f) IPLCsを含む、拡大AHTEGでの検討

12. ポスト2020年フレームワーク策定オープンエンドWGでの、ポスト2020年フレームワークの文脈において、どのようにDSIを取扱うかに関する検討

COP15（2020年、中国）

# ポスト2020年フレームワーク

- COP10決定: CBD/COP/X/2

「生物多様性戦略計画2011－2020及び愛知目標」

「戦略計画2011－2020」は、2050年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン(中長期目標)をもって、2020年までにミッション(短期目標)及び20の個別目標(愛知目標)の達成を目指すもの。  
(環境省<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about> より)

- COP14決定: CBD/COP/DEC/14/ -- (ADVANCE UNEDITED: 先行未編集版)

「ポスト2020年国際生物多様性フレームワーク策定のための包括的で直接参加型プロセスの提案」

- オープン・エンド会期間ワーキンググループの設置を決定し、共同議長を指名。
- (附属書)COP15は、ポスト2020年国際生物多様性フレームワークを採択する。

交渉の過程で、アフリカGが「フレームワークに、DSIの利用の利益配分に関する合意された対応策が含まれるべき」と主張(ブラジル、アルゼンチンが支持)

**21. COP決定X14/- (遺伝資源に関するデジタル配列情報に関するL.36)に留意する。**

13. 国連総会に対し、生物多様性の政治的な可視化並びにその持続可能な発展のための2030年アジェンダ及び堅牢なポスト2020年国際生物多様性フレームワークの策定への貢献を高めるため、**2020年に国家主席/政府首脳レベルのハイレベル生物多様性サミットを招集するよう招請する。**

# 2020年までの対応が重要！

- **地球サミット**

- **1992年6月:リオ・サミット**(環境と開発に関する国際連合会議)  
主要な成果のひとつが、生物多様性条約
- **2002年9月:ヨハネスブルク・サミット**(持続可能な開発に関する世界首脳会議)  
同年2月に、ボン・ガイドラインが採択されていたにも関わらず、利益配分の国際制度(International Resurse)の交渉を決定
- **2012年6月:リオ+20**(国連持続可能な開発会議)
- **2020年:?**

- **COP決定の2年後の姿**

- **COP13決定(CBD/COP/DEC/XIII/16)及びNP-MOP2決定(CBD/NP/DEC/2/14)**  
**COP14及びNP-MOP3において、DSIの使用が条約の3つの目的及び名古屋議定書の目的に対しどのように潜在的に関係し得るか検討することを決定。**
- **COP14及びNP-MOP3での検討及び決定は、本日お話した通り**
- **2020年のCOP15及びNP-MOP4でも、COP14及びNP-MOP3決定の内容に留まらない対応が求められるのでは？**





**ご清聴、ありがとうございました。**